

**第三者が当該信用格付の妥当性を評価するために
重要と認められる情報の項目**

【診療報酬債権】

＜金融商品取引業等に関する内閣府令第306条第1項第9号イ＞

	情報の項目
1	ABL実行金額
2	格付
3	基本スキーム
4	返済方法
5	仕組み上の主たるリスクの所在
6	流動性・信用補完措置
7	裏付資産の概要
8	裏付資産発生の概要
9	適格要件
10	裏付資産プールの属性
11	裏付資産のキャッシュフロー
12	母体プールのパフォーマンス